

令和4年度第2回特定調達品目検討会 委員意見要旨

日時：令和4年10月20日（木）13：30～15：30

出席委員：指宿委員、岡山委員、奥委員、奥村委員、奈良委員、原田委員、平尾委員（座長）、藤井委員、藤崎委員、柳委員（五十音順）

欠席委員：青木委員、梅田委員、小根山委員、安井委員

No.	議題	資料	意見箇所	意見内容	意見内容への対応方針
1	1. 本年度の見直しのポイントについて	資料1、資料2	カーボンフットプリントを算定した製品等及びカーボン・オフセットされた製品等の取扱いについて	段階的に進めていくことには賛同。スライド4に「全量」という言葉、スライド11に「ライフサイクル全般」という言葉がある。スコープ1～3まですべてオフセットしたカーボンニュートラルの状態を実現しているという意味で、「全量」もしくは「ライフサイクル全般にわたり」という言葉を使っているのか、明確にしておく必要がある。	スコープ3までを含め、製品としてカーボンニュートラルを目指すべき方向性としてお示ししている。
2	1. 本年度の見直しのポイントについて	資料1、資料2	カーボンフットプリントを算定した製品等及びカーボン・オフセットされた製品等の取扱いについて	スコープ3までの全量オフセットというかなり高いハードルであり、カーボンニュートラルまでを求めるときかどうか議論したほうが良い。他の判断の基準は、ライフサイクル全般にわたって環境負荷をゼロにすることは求めているためバランスも考慮すべき。出来るだけオフセットしてもらい、そういった製品をより後押ししていく考え方もあるため議論したほうが良い。	カーボン・オフセットに関しては、一番望ましい理想的な姿ということで配慮事項に反映した。今後、カーボンフットプリントガイドラインが策定され、詳細な算出手法が確立されれば、段階的に一定割合をオフセットすることを基準化していくことについて検討する必要があると考えている。
3	1. 本年度の見直しのポイントについて	資料1、資料2	カーボンフットプリントを算定した製品等及びカーボン・オフセットされた製品等の取扱いについて	カーボンフットプリントを算定しただけでは環境負荷は下がらない。環境負荷が非常に小さい製品であって、それがカーボンフットプリントで証明されているというようなかたちを推奨していく書き方になっていると良い。	スライド5の下段に、今後の進むべき方向性を示している。カーボンフットプリントというのはあくまでも情報の開示であり、それだけでは排出量の削減などは推進されない。まずはカーボンフットプリントの取組を推進させ、次の段階には排出量の削減やカーボンニュートラルの取組につなげていきたい。将来的な方向性は基本方針前文にお示しする予定であり、現在経産省と調整中のため、次回までにお示ししたい。
4	1. 本年度の見直しのポイントについて	資料1、資料2	カーボンフットプリントを算定した製品等及びカーボン・オフセットされた製品等の取扱いについて	カーボンフットプリントおよびカーボン・オフセットの対象品目の設定にあたってのメルクマールは、業界の進捗度ということだと思うが、カーボン・オフセットについては現時点で制度の普及の難易度から、ある意味限定せざるを得ない。しかし、カーボンフットプリントやLCMについて、ISOの準拠ということであれば、ここに挙げられた品目以外でも算定は可能である。カーボンフットプリントを勢いよく広げていくためには、一般的な基準として奨励するような工夫も必要ではないか。	今回全ての業界と調整等を行ったわけではなく、5年ごとに見直しを行っている定期見直し品目加えて、特に取組が進んでいると思われる業界を優先して調整を行った。来年度以降も、定期見直し品目等について、カーボンフットプリントの配慮事項あるいは基準への調整を継続して行いたいと考えている。
5	1. 本年度の見直しのポイントについて	資料1、資料2	カーボンフットプリントを算定した製品等及びカーボン・オフセットされた製品等の取扱いについて	カーボン・オフセットという言葉が整理されていない。中途段階、自称、排出全量やライフサイクル、この3つを区別しておく必要がある。カーボンニュートラルな製品は基準値1よりもっと上にあるべきで、その部分をきちんと示さないと、何のために基準値1の情報の開示が現行の基準よりも高い位置にきているのかということがわからない。その辺を整理すると、加速が見えてくるのではないか。	現行の基準の見直しとしては、直近にまずできることとして反映している。基本方針前文の中で、グリーン購入法としてのカーボンフットプリントの考え方などを記載させていただきたい。その中で将来向かうべき方向性についてもお示ししたい。

No.	議題	資料	意見箇所	意見内容	意見内容への対応方針
6	1. 本年度の見直しのポイントについて	資料1、資料2	印刷用紙に係る判断の基準等の見直しについて	印刷用紙の原料となる古紙は、新聞紙と印刷会社で断裁等が出る模造色上が主原料になっているが、生産が減り流通での影響が大きくなっている。都会と地方で古紙の需給がアンバランスな状況になっている。少し条件を緩和し、総合評価の数値を維持していくという観点で、検討したものが本日示された案である。古紙の配合率が少なくなるが、森林認証材や持続可能な原料を少し入れ込むことにより、環境負荷の低減に資する状態を維持していくことにせざるを得ないのではないかと案。森林認証材はガイドライン等がはっきりしているが、一番難しいのは持続可能な調達方針に基づくパルプである。廃木材、建設発生木材、腐朽材というジャンルはスペックがあまり決まっていない。実質的に製紙メーカーに対して規則を緩めるかたちになる。森林認証材等をきちんと入れ込めるようなシステムができるといいのではないかと。古紙パルプの配合率は下げ過ぎな印象だが、走らせてみて、その上で結果をウォッチしながら修正をかけていくというのが理想である。	環境省として示すべき方向性は当然あるが、公共調達の基準であるというところを踏まえると、市場に基準を満たした物があるかどうか、検討にあたり考慮する項目の1つである。資源循環という観点で古紙パルプは非常に重要だが、持続可能性ということを踏まえると、森林認証材や間伐材等も重要であると考えており、まずは古紙パルプ配合率の引き下げを行った案で、状況を注視しながら、今後のあるべき方向性を踏まえ、随時状況に応じた見直しをしていきたいと考えている。
7	1. 本年度の見直しのポイントについて	資料1、資料2	印刷用紙に係る判断の基準等の見直しについて	配慮事項①「古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること」は残し、備考6のイの「調達に当たって過度に高い古紙パルプ配合率を仕様として求めないよう留意すること」は削除すべき。循環型社会に逆行する内容であり基本方針に則するものではない。	基準の緩和を行う経緯として、古紙の需給状況が悪化し、基準を満たすものが少なく、受注生産のみとなっている状況があり、「古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること」という項目が方向性と反してしまうため、現状を踏まえた上でこの配慮事項を削除する案をお示しした。資源循環という観点で古紙パルプは非常に重要だが、持続可能性ということを踏まえると、森林認証材や間伐材等も重要であると考えており、まずは古紙パルプ配合率の引き下げを行った案で、状況を注視しながら、今後のあるべき方向性を踏まえ、随時状況に応じた見直しをしていきたいと考えている。 【委員の御意見を踏まえ検討会後に再検討を実施】
8	1. 本年度の見直しのポイントについて	資料1、資料2	印刷用紙に係る判断の基準等の見直しについて	印刷用紙とコピー用紙の間で、条件にかなり落差ができてしまいコピー用紙で同じ要求が来た時にどう切り抜けるか。古紙パルプの基準は他の品目でも要件に入っているため、全体を差配する必要がある。この表現では、古紙が潤沢にあり、地理的にも有利であるから100%入れられるといったところは尻込みする。リサイクルは良くないというようなメッセージを出してしまっている。原材料の流通及び資源循環の状況を見ながら判断基準を設定して環境負荷の低減を諮るべきである。	資源循環の観点から、当然古紙の使用は重要だと考えている。表現の仕方については検討させていただく。 【委員の御意見を踏まえ検討会後に再検討を実施】

No.	議題	資料	意見箇所	意見内容	意見内容への対応方針
9	1. 本年度の見直しのポイントについて	資料1、資料2	印刷用紙に係る判断の基準等の見直しについて	印刷用紙だけでなく、他にもコロナの影響で調達が困難になった事象がないか調査を進める必要がある。少なくとも、調査した結果が全くない状態で、単独に飛び込んできたものを取り上げるのは、国のやり方として非常に問題である。コロナの影響なのか、デジタル化の影響なのかかわからないが、印刷用紙のこの対応はデジタル化という判断に動いていることになってしまう。二重思考状態のようなものを組み入れたという論理がないと他からも要望が来ると考えられる。	
10	1. 本年度の見直しのポイントについて	資料1、資料2	印刷用紙に係る判断の基準等の見直しについて	古紙偽装問題の時に、このシステムを作るために相当な委員会の回数を重ね、いろいろな方のご意見を伺うというステップを踏んでいる。社会を相手にする時は相当慎重に進めていかないといけない。ここで決めようというのはあまりにも拙速である。	印刷用紙については、要望が過去からあり、事務連絡の対応が未だに続いていることから、継続して製紙メーカーのヒアリングや印刷業界との意見交換をし、ウォッチをしてきたところであるが、直近で競争性の確保が難しく、国の機関でも適合品の調達ができていないという報告が一部あった。業界の意見だけではなく、製紙業界の実際の市場の状況等も確認をしたところ、事務連絡を続けるのではなく、一度基準の見直しを行う判断としたが、調達実績等今後の状況を継続的に確認し、長期的なあり方を含めて検討を行うこととしたい。根本的な見直しを行う際には、専門委員会の立ち上げ等を考慮させていただきたい。
11	1. 本年度の見直しのポイントについて	資料1、資料2	印刷用紙に係る判断の基準等の見直しについて	緩和する数値の理由付けがあまりにも希薄である。持続可能性を目指したパルプの重みづけの0.5を0.7にするという、この数字はどのように導き出したのか。	<p>現行基準では古紙パルプを最低割合入れ、それ以外にその他持続可能性を目指すパルプを入れた場合は70点になる。足りない10点分は森林認証パルプあるいは間伐材パルプで稼ぐ必要がある。</p> <p>今回、古紙パルプとその他持続性を目指すパルプのみを配合した場合の点数として、原料部分のみで旧基準と同等となるように設定できないか検討した。古紙パルプ配合率を30%に引き下げた場合、古紙パルプ30%、その他持続可能性を目指すパルプとした場合、0.7とすると69点となり、従来の70点とほぼ同等となる。旧基準では認証材や間伐材パルプを20%程度入れなければ80点には届かない。古紙パルプが30%の場合、森林認証材パルプまたは間伐材パルプを37%以上入れなければ届かないこととなる。古紙パルプの割合は下げるが、森林認証材パルプまたは間伐材パルプの配合が更に必要となる。</p> <p>【委員の御意見を踏まえ検討会後に再検討を実施】</p>
12	1. 本年度の見直しのポイントについて	資料1、資料2	印刷用紙に係る判断の基準等の見直しについて	緊急事態のため仕方がない面もあるが、時限的や二重指定などとして緊急事態に対応するものであるということを明確にすべき。	緊急事態というところで、一度引き下げの方向性はお示ししたい。
13	1. 本年度の見直しのポイントについて	資料1、資料2	印刷用紙に係る判断の基準等の見直しについて	パーセンテージを下げることで、配慮事項、備考の2つのペアで、メディアは確実に取り上げる。	<p>配慮事項については生かすという方向で、改めて事務局の方で確認する。備考6のイは、パルプ配合率を指摘するのではなく、古い基準を仕様とすることは避けるといった記載ぶりというのはいかがか。</p> <p>【委員の御意見を踏まえ検討会後に再検討を実施】</p>

No.	議題	資料	意見箇所	意見内容	意見内容への対応方針
14	1. 本年度の見直しのポイントについて	資料1、資料2	印刷用紙に係る判断の基準等の見直しについて	例えば繊維などで、再生PETボトル由来のポリエステルを使用することになっているが、ボトルtoボトルが20%くらいに達している。繊維側が再生ポリエステルの入手がタイトになってきていると言ってきた場合もどう対応するか。新しい技術やライフスタイルの変化も影響している。紙の場合は、その分デマンドも減っているため、他への波及効果は確かに大きい。	
15	1. 本年度の見直しのポイントについて	資料1、資料2	印刷用紙に係る判断の基準等の見直しについて	自治体が独自の基準で古紙100%の紙を信念を持って調達することは否定できない。自治体はカバーしないという基準であるなら、自治体が古紙100%と言われても、それはここで考慮する必要はない話かもしれない。	
16	1. 本年度の見直しのポイントについて	資料1、資料2	印刷用紙に係る判断の基準等の見直しについて	平成31年の連絡会議の決定はグリーン購入法の物品の要件を満たすことが前提で、許可があれば代替品を認めてもいいということである。今回、判断の基準自体を見直す場合には、会議で決定したこととの論理的な統一性が取れるよう留意する必要がある。	一時的な内容是对应していきたい。暫定措置とすることも検討させていただく。
17	1. 本年度の見直しのポイントについて	資料1、資料2	太陽光発電システムに係る判断の基準等の見直しについて	これから導入拡大していくにあたって、森林破壊などにつながらないことに配慮しながらできるだけ導入していくことが必要になる。都市部での設置面積を増やすために窓に付ける透明な太陽電池なども出てきており、基準の対象を増やす必要があるかもしれない一方で壁面などに設置していくと反射が非常に大きいと眩しく、低反射のものが望ましいということになるため、光の害にも今後配慮していく必要がある。	建物の設計条件や設計目的によって、設置できるか否かということが決まってくるため、グリーン購入法の中で統一的な基準として設定するのは難しいが、光害対策などの面は今後の検討事項として留意していく。
18	1. 本年度の見直しのポイントについて	資料1、資料2	太陽光発電システムに係る判断の基準等の見直しについて	農業を行いながら太陽光発電をするなど自然共生型のものが動いているところもあり、どう入れ込んでいくか。基準がなかなか難しいと思うが、いずれ大きな課題になる。 リチウムイオン電池が行き渡った場合の蓄電池の処理の問題の対応もシステムの中に入れないと、将来的には一番大きな問題になる。	専門の方に相談しながら、組み込んでいただきたい。清掃工場でリチウム電池を原因とした火災事故が増えていることもあり、どう回収するかは大きな課題であると認識している。
19	1. 本年度の見直しのポイントについて	資料1、資料2	太陽光発電システムに係る判断の基準等の見直しについて	既存の配慮事項④に「特定の化学物質を含有する二次電池が使用される場合には、二次電池の回収及びリサイクルシステムがあること」と書いてあるが、廃棄に対する配慮を加えることも考えられるのではないか。また、二次電池と蓄電池という違った表現が同じ項目で使われており、言葉を整理した方がよいのではないか。	廃棄については、配慮事項④に書かれている。蓄電池については作った電気をためておくという趣旨で、備考6のオに追記させていただいた。
20	1. 本年度の見直しのポイントについて	資料1、資料2	太陽光発電システムに係る判断の基準等の見直しについて	開発の途中であるため、リサイクルまでは厳しいが回収システムであれば入れられる可能性がある。	検討させていただく。モジュール等の回収については配慮事項③に書いているが、電池については特段書いていないため検討させていただく。現在の技術あるいは制度と齟齬がないかたちで対応する。

No.	議題	資料	意見箇所	意見内容	意見内容への対応方針
21	3.定期見直し以外の品目について	資料1、資料2	文具類	文具類に大部分の材料が金属類の場合の新たな視点が入ることは非常に良い。ただし、判断の基準④ウ.として「純金属又は同一の合金で構成されていること」という項目の追加については、実際のリサイクルプロセスでは、結局は金属資源ごみとして処理される。分けられるのは、磁石に付く鉄とそれ以外となるため、この項目があっても実質的にはあまり意味がない。将来的には、金属なら磁石に付くものとその他、プラスチックなら水に浮くものと浮かないもの、といったリサイクルプロセスを考えた視点を織り込んでいく必要がある。ウの項目は、より先の将来に事業者自らがサプライチェーンにおいて循環管理ができるようになった時には重要だが、今の時点では過剰な要求である。	ご意見を踏まえ、金属100%の製品の判断の基準等についての対応は改めて検討する。 →検討会後にウ.の項目は削除
22	4.提案募集に係る対応について	委員限り1	印刷用紙	印刷用紙のところは見送りとすべき。見直しではない。	配慮事項、発注者への留意事項については取り下げるが、今回何らかの対応を行う。製紙業界から提供可能な数字であることを確認しているものではないため、まずはこの案で数年間設定する旨を記載したい。 【委員の御意見を踏まえ検討会後に再検討を実施】
23	4.提案募集に係る対応について	委員限り1	印刷用紙	今までの基準が残って暫定的なものとして書かれるか、今までの基準を外して新しいものが書かれるのかというのは大きな違いである。	暫定的な措置として何らかの対応をする必要がある。実際の基準の変更にするのか、暫定的なものにするのか。あるいは配慮事項、備考を含めて再度検討し案を示したい。
24	4.提案募集に係る対応について	委員限り1	全般	国が調達していないから対象から見送るという対応が多いが、サービサイジングとアウトソーシングが進んでおり、国自体が調達するよりは役務の中での対象になることを意識し考えていくべき。オリンピックの調達の時に作成した横断的な基準を参考にして、役務の場合のプラスチック系資材の基準を織り込み対応を求めていくと良い。役務で使う物品に対してもグリーン調達の対象として見るが、細かく設定するのではなく、プラスチック系のもはこういう基準だということを検討する段階に来ている。	今の枠組みで1つ1つ検討し追加していくのではなく、もう少し大きな枠組みをしっかり作り、新しい技術、新しい製品がすぐに割り当てられるような仕組みを作れると良い。
25	4.提案募集に係る対応について	委員限り1	全般	オリンピックだけではなく、大阪万博でも作っている。両方とも参考にされるとよい。	
26	5.その他の検討事項・品目等	資料1	全般	だんだん役務化して行って、環境配慮契約法とのオーバーラップがどんどん大きくなってしまふ。法体系自体の検討というのも、提案させていただきたい。	

No.	議題	資料	意見箇所	意見内容	意見内容への対応方針
-----	----	----	------	------	------------

以下、検討会後の各委員からの御意見

27	1. 本年度の見直しのポイントについて	検討会後の修正案に対するご意見	印刷用紙に係る判断の基準等の見直しについて	本来の基準はそのままとし、見直しは暫定的な緊急措置として行い、時限を定めて本来の基準の見直しに至るか検討すべき。製紙業界はもとより、他の業界からもわずかな状況の変化での見直し要請が殺到する危険性がある。特にコピー用紙は、総合評価の変更で同様に対応する考えならばそれなりに筋は通るかもしれないが、数値の設定などでかなり議論が起こる考えられる。特に、新型コロナウイルスの影響で、調達状況等が変わっている業界もあり、他の業界も納得する公平な理由付けがないとグリーン調達の制度自体に対する不信感を起してしまう。基準本体を変えるのであれば納得できる議論が必要である。	ご意見を踏まえ、今年度の見直しは暫定的な措置であり、令和7年度末までに製品の市場動向等を踏まえ検討を行い、適切に見直す旨を備考10に明記する。
28	1. 本年度の見直しのポイントについて	検討会後の修正案に対するご意見	印刷用紙に係る判断の基準等の見直しについて	「その他持続可能性を有するパルプに対する評価値の重みづけを0.5から0.7に変更する」案は、数合わせを理由にして基準原案を作成するのでは環境負荷の低減を念頭に置いたロジックが破綻してしまう。その環境負荷に関連して重みづけの変更理由を説明できないようでは取り入れることは難しい。「コピー用紙」でも「その他持続可能性を有するパルプに対する評価値」を同様に使用しているため、検討会で「コピー用紙」の基準変更の審議をしておく必要がある。「印刷用紙」と「コピー用紙」の評価値は紙の繊維原料及び古紙原料が類似しており、余程の妥当な理由がなければ、重みづけが同じになるのが妥当。異なる評価値にした場合、混乱を招く。提示の基準案を通過させた場合、来年度には製紙業界、コピー機業界から必ず請願が出てくるはず。	ご意見を踏まえ、その他持続可能性を目指したパルプの評価値の重みづけは現行のままとし、総合評価値を80から70に引き下げることにする。古紙パルプ配合率の下限値は40%とし、今後3年以内に見直しを行う旨、備考に明記する。
29	1. 本年度の見直しのポイントについて	検討会後の修正案に対するご意見	印刷用紙に係る判断の基準等の見直しについて	「持続可能性を有するパルプに対する評価値の重みづけ」に、森林認証材や間伐材と、評価値に差があるのは、森林認証材及び間伐材には既存の認証制度、マークが存在することが裏付けとして大きい。「持続可能性を有するパルプ原料には、合法性ガイドラインがあるだけで、環境負荷の低減という観点では信頼性に乏しいことになる。持続可能性パルプの評価値を「0.5から0.7に引き上げる」という原案は同様に理由説明が必要だが、その点が示されていないため、現段階ではこの部分の評価値の変更は「行き過ぎ」と判断できる。したがって、前回の検討会程度の段階（検討会委員への1回目の説明と多少の質疑）では、評価値は0.5とせざるを得ず、古紙パルプ配合率の下限を40%ということにせざるを得ないと考える。むしろ、今後の検討事項として、「古紙流通の動向を見ながら年次進行の中で段階的に30%を目指す」のようにするのが現段階では抵抗がないと考える。	ご意見を踏まえ、その他持続可能性を目指したパルプの評価値の重みづけは現行のままとし、総合評価値を80から70に引き下げることにする。古紙パルプ配合率の下限値は40%とし、今後3年以内に見直しを行う旨、備考に明記する。

No.	議題	資料	意見箇所	意見内容	意見内容への対応方針
30	1. 本年度の見直しのポイントについて	検討会後の修正案に対するご意見	印刷用紙に係る判断の基準等の見直しについて	<p>提案された「配慮事項及び備考の6イ」の処置及び文章は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に対して挑戦的な処置・文章になっている。特に備考の6イは、調達側の担当者に対してかなり威圧的な表現となっており、基準における文章作成者が環境省関係者以外の陳情者側から具体的に文章を示され、平たく言えば、「圧力を受けて環境経済課や検討会が丸呑みした」とも推測できそうな文章で、一般国民、消費者でも比較的容易に類推できる文章の書き方になっている。私の意見としては「当該2か所の基準提案を撤回して原文に戻す」のは当然の処置である。</p> <p>「印刷用紙に係る判断の基準……」を挿入することは必要だが、検討会メンバーからのご意見を踏まえて変更もあり得ると思われる。</p>	古紙パルプ配合率に係る配慮事項は削除しないこととする。また、備考6イの記載については追加を取りやめることとする。
31	1. 本年度の見直しのポイントについて	検討会後の修正案に対するご意見	印刷用紙に係る判断の基準等の見直しについて	<p>改定案の判断の基準の考え方は、基本的に環境省として進めてきた環境物品の調達に関する基本方針に沿っており、整合性がとれている。外部で説明されるたびに、原料調達、基本特性及び製造条件など総合的な観点から、資源循環型社会の構築に寄与する環境物品の判断基準であることを一般国民の方々にロジカルに理解していただけることが重要である。印刷用紙の総合評価値の基準が80から70に暫定的に引き下げられるに当たって、メーカーサイドからコピー用紙の総合評価値の引下げを要求する案がコピー機メーカー、製紙メーカーを中心に出てくると推察される。情報用紙（生産量116万トン/年）のうち、比較的生産量が多いのがPPC用紙（コピー用紙、生産量68万トン/年）、フォーム用紙（生産量21万トン/年）である。PPC用紙は、一般国民のリサイクル意識を高める上で、リサイクル促進のシンボリックな存在であるため、簡単に古紙配合率の緩和に関する要請を受け入れるのは避けたいところ。現在のところ、製紙メーカー、コピー機メーカーからこの件に関する強い指摘がないのは、古紙の流通ルートから大手製紙メーカー、コピー機メーカー、PPC用紙の販売ルートがうまく繋がっていることが大きな要因ではないかと思われる。</p>	基本方針説明会等において、今回の改定の背景を含め、丁寧に説明をしていきたい。また、コピー用紙についても、市場の状況等を踏まえた検討を進めていきたい。

No.	議題	資料	意見箇所	意見内容	意見内容への対応方針
32	1. 本年度の見直しのポイントについて	検討会後の修正案に対するご意見	印刷用紙に係る判断の基準等の見直しについて	<p>通常、コピー機はリースで、大手3社が優位に立っている。特に官公庁では、再生PPC用紙は比較的古紙の流通ルートをおさえている製紙メーカーを通じて製造され、コピー機メーカーを通じてオフィス等に入荷されることによって安定してコンスタントな供給が行われている。品種が多岐にわたる印刷用紙（生産量515万トン/年）に比べて生産量も少なく流通コントロールしやすいのではないかとと思われる。</p> <p>一方、ディスカウントショップで売られているPPC用紙は、ほとんどがインドネシア産の製品で、安価で白色度が高いものである。インドネシアでは、古紙の回収・利用が容易ではなく、古紙パルプ配合率を高めた製品を市場に出せないためグリーン購入法適合外になる。従って、グリーン購入法の古紙パルプ配合率を大きく削減すると、現在、日本における市場占有率30%ほどと言われるインドネシア産のPPC用紙が日本市場にさらに食い込んでくることは必定である。</p>	コピー用紙については、現状国等の機関においては問題なく調達できている状況であるが、引き続き状況を注視していきたい。
33	1. 本年度の見直しのポイントについて	検討会後の修正案に対するご意見	印刷用紙に係る判断の基準等の見直しについて	配慮事項①及び備考6を現行通りとすることは賛成。	
34	1. 本年度の見直しのポイントについて	検討会後の修正案に対するご意見	印刷用紙に係る判断の基準等の見直しについて	<p>備考10については、先日の検討会の議論を踏まえると「緊急措置」という趣旨をもっと明確に表現すべき。また、「緊急措置」として備考5のどの部分をどのように変更したのか不透明で、利用者に対する情報として不十分。以上から下記の一案を検討いただきたい。</p> <p>（備考10の修正提案）10 備考5中のy_1、y_2、y_3の式については、印刷用紙の原料となる古紙の調達に支障が生じている現況にかんがみ、緊急措置として、令和4年2月25日閣議決定の基本方針で適用していた以下の式における古紙パルプ配合率の下限等を変更しているが、今後製品の市場動向を勘案して早急に見直しを行うものとする。</p> $y_1 = x_1 - 10 \quad (60 \leq x_1 \leq 100)$ $y_2 = x_2 + x_3 \quad (0 \leq x_2 + x_3 \leq 40)$ $y_3 = 0.5 \times x_4 \quad (0 \leq x_4 \leq 40)$ <p>なお、ご提案の備考10中の「判断の基準を満たす製品の市場動向を勘案しつつ」という表現は、基準を後追的に修正するという印象を持たれかねず、基準が持つべき誘導性が希薄となるので避けた方がよい。また、今回の対応は、「緊急措置」という位置づけであるため、今後の見直しは早急に行うことを明記すべき。</p>	ご意見を踏まえ、今年度の見直しは暫定的な措置であり、令和7年度末までに製品の市場動向等を踏まえ検討を行い、適切に見直す旨を備考10に明記するとともに、見直し前の算定式を記載する。
35	1. 本年度の見直しのポイントについて	検討会後の修正案に対するご意見	印刷用紙に係る判断の基準等の見直しについて	古紙パルプ配合率の下限を60%から暫定的に下げることに数理的な理屈付けが必要。60%を設定した当時の状況との違いや今回実施された調査等から工夫できないか。	

No.	議題	資料	意見箇所	意見内容	意見内容への対応方針
36	1. 本年度の見直しのポイントについて	検討会後の修正案に対するご意見	印刷用紙に係る判断の基準等の見直しについて	3年時限という期間を明記した条件付きであれば再修正案で異論はない。	